熊 谷 市 行 政 改 革 推 進 委 員 会
第１回　次　第

日　時　平成３０年６月２７日（水）
午前１０時から１１時３０分まで
場　所　市役所本庁舎３０３会議室

開　　会

１　委嘱状の交付

２　市長あいさつ

３　自己紹介

４　正副会長の選出

５　正副会長あいさつ

６　議　　題
（１）会議の公開について

（２）出張所統廃合及び土曜開庁業務の見直しについて

（３）今後の日程及び会議内容について

閉　　会

熊谷市行政改革推進委員会委員名簿

氏　　名	所　　属　　等
鈴木　理裕（すずき　まさひろ）	熊谷市議会
石川　広己（いしかわ　ひろみ）	熊谷市議会
藤間　憲一（とうま　けんいち）	熊谷商工会議所
吉田　公一（よしだ　こういち）	くまがや農業協同組合
渡辺　範子（わたなべ　のりこ）	くまがや市商工会
長谷川　隆一（はせがわ　りゅういち）	熊谷青年会議所
関口　恒雄（せきぐち　つねお）	「連合埼玉」熊谷、深谷、寄居地域協議会
藤野　佳子（ふじの　よしこ）	関東信越税理士会熊谷支部
後藤　真太郎（ごとう　しんたろう）	立正大学
内田　功一（うちだ　こういち）	熊谷市自治会連合会
松永　勲（まつなが　いさお）	熊谷市社会福祉協議会
永井　眞澄（ながい　ますみ）	くまがや共同参画を進める会
渡辺　和敏（わたなべ　かずとし）	公募
加藤　英明（かとう　ひであき）	公募

（敬称略）

熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、本市における附属機関の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例により市が設置する行政執行のために必要な調停、審査、審議又は調査を行う機関をいう。

（会議公開の原則）

第３条　附属機関の会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

⑴　当該附属機関の法令又は条例（規則及び規程を含む。）の規定により、会議が非公開とされているとき。

⑵　熊谷市情報公開条例（平成１７年条例第１０号）第７条第１項に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行うとき。

⑶　当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

⑷　当該会議の公開又は非公開が決定していない場合において、当該会議の公開又は非公開について協議を行うとき。

２　前項の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

（会議の公開又は非公開の決定）

第４条　附属機関の長は、前条に規定する基準に基づき、会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。

２　附属機関の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開にかかる部分を除いて、会議を公開するものとする。

３　附属機関の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

（会議開催の事前公表）

第５条　所管課長は、公開により、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の７日前までに、会議開催のお知らせ（様式第１号）により、公表するものとする。ただし、会議の開催について緊急を要する場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

２　前項の公表は、附属機関の会議のお知らせを情報公開コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

（傍聴手続等）

第６条　附属機関は、公開する会議における傍聴人の定員及び傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

２　傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

３　前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。

（遵守事項）

第７条　傍聴人は、会議を傍聴するに当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　附属機関の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

⑵　会議の会場において発言しないこと。

⑶　はち巻き及び腕章等の示威的行為をしないこと。

⑷　撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

⑸　談話、飲食及び喫煙等をしないこと。

⑹　その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

（会議の秩序維持）

第８条　附属機関の長は、会議を公開するに当たって会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に前条の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

２　附属機関の長は、傍聴人が前条の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

（会議資料の提供）

第９条　附属機関の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するものとする。ただし、配布が困難と認められるときは、会場において傍聴人の閲覧に供するよう努めるものとする。

（会議記録の写しの閲覧）

第１０条　附属機関は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに会議記録（様式第２号）を作成し、当該会議記録の写しを情報公開コーナーに備え置き、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

２　附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とした場合であっても、当該会議に係る会議記録について会議の概要等を記載することにより、公開するよ

うに努めるものとする。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、附属機関の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関において別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。（平成２９年２月１日総合政策部長決裁）

窓口業務の再編方針（案）について

【現状及び課題】

1　出張所を含む重複施設及び休日開庁業務の見直しが行政改革の課題である。

2　平日休みづらい市民へのサービス提供・拡充を図る。

- 出張所の取扱件数は全体の12%
- マイナンバーカードにより、コンビニ交付サービスが全国（市内では84店舗）で可能
- 申請時の添付書類（住民票の写し等）の省略・簡素化を推進
- 土曜開庁利用者の91%は、本庁舎及び妻沼行政センターを利用

【再編方針（案）】

1　出張所の統廃合等

⑴　現在の出張所を全て廃止し、さくらめいと敷地内に新出張所を開設する。
　・新出張所は、土曜日も業務を取り扱う。
　・大里ふれあいセンターでの住民票の写しの発行事務を廃止する。

⑵　現出張所廃止は平成30年12月末、新出張所開設は平成31年1月4日とする。

⑶　出張所職員が兼務する公民館は、従来同様の運営ができる職員体制とする。

2　土曜開庁の見直し及び取扱業務の拡大

⑴　本庁舎は、新たに転入・転出等の住民異動業務を取り扱うとともに、保険年金課、こども課の関連業務も行う。

⑵　妻沼行政センターは、現在の取扱業務のまま、開庁時間を午前のみとする。

⑶　大里行政センター及び江南行政センターは土曜開庁（半日）を廃止する。

⑷　現行体制での土曜開庁は平成30年12月末までとし、新体制での土曜開庁は平成31年1月12日（土）からとする。

3　今後の予定

⑴　6月　　再編方針について、市報・ホームページに掲載・周知

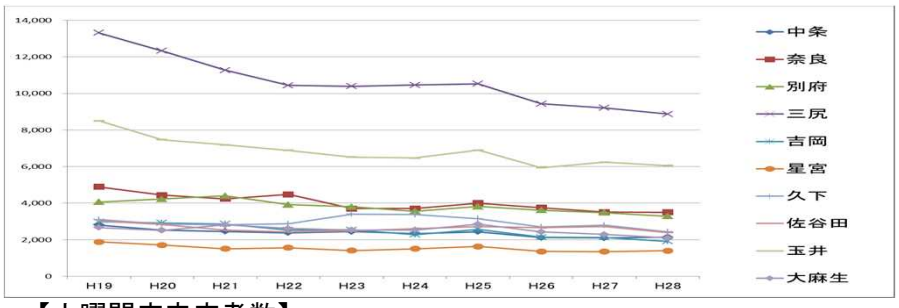
⑵　6月　　地域説明会の開催

⑶　10月　　実施について、市報・ホームページに掲載・周知

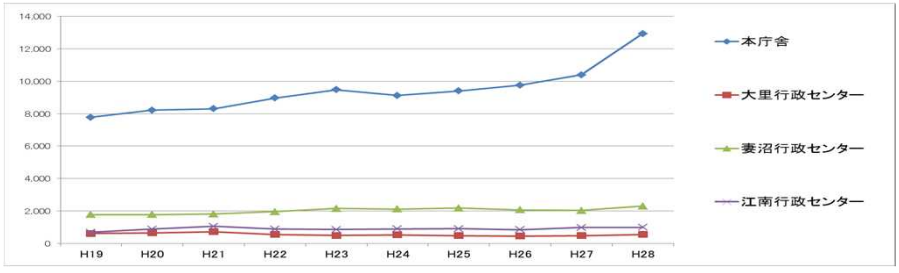
【取扱件数（平成28年度）】

No.	施設	取扱件数	割合
1	本庁舎	211,972	69.10%
2	大里	10,643	3.47%
3	妻沼	31,587	10.30%
4	江南	16,351	5.33%
小　計		270,553	88.20%
1	中条	2,194	0.71%
2	奈良	3,620	1.18%
3	別府	3,457	1.13%
4	三尻	9,700	3.16%
5	吉岡	2,021	0.66%
6	星宮	1,429	0.47%
7	久下	2,528	0.82%
8	佐谷田	2,454	0.80%
9	玉井	6,654	2.17%
10	大麻生	2,148	0.70%
小　計		36,205	11.80%
合　計		306,758	100.00%

【出張所取扱件数の推移】

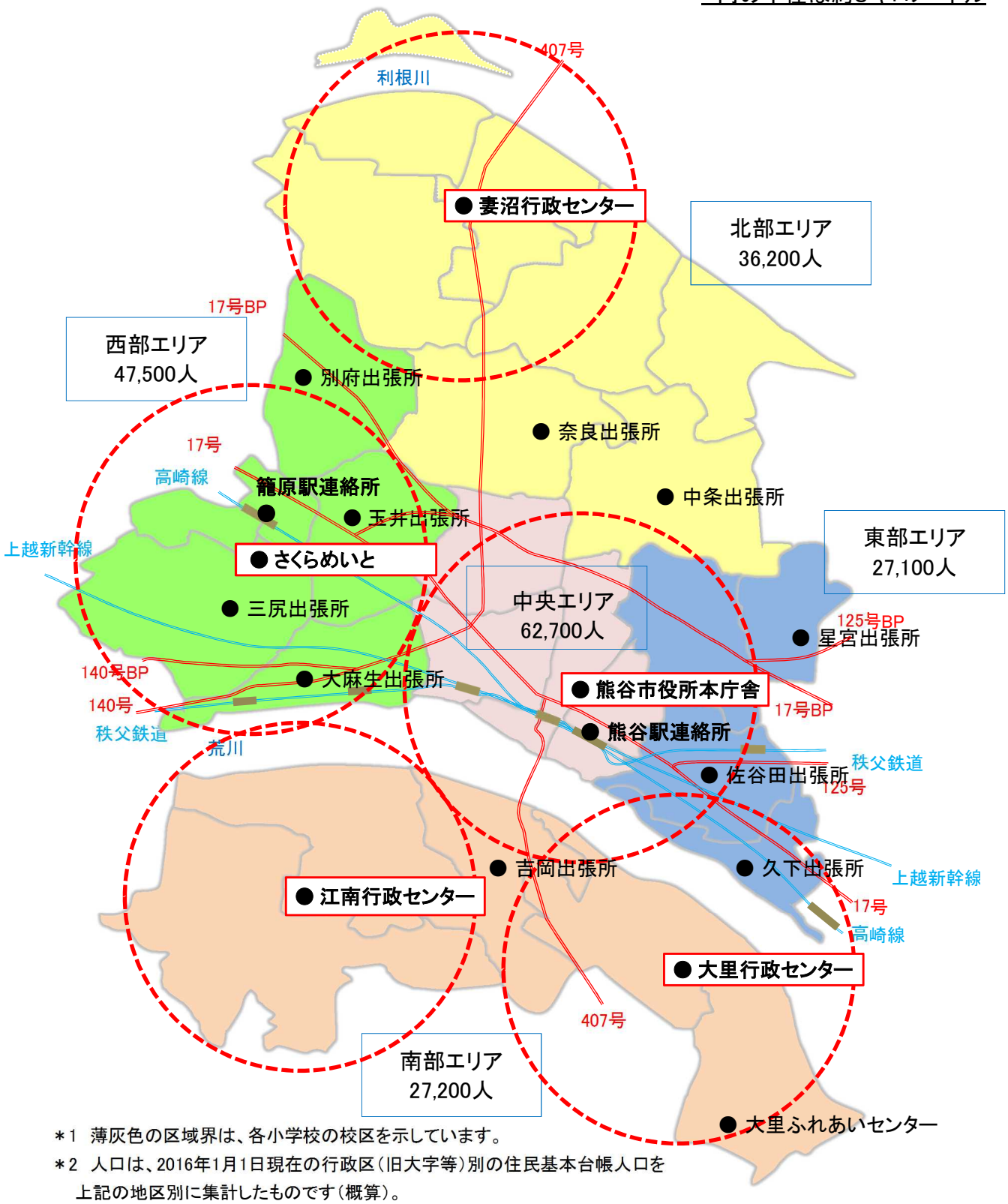


【土曜開庁来庁者数】



本庁舎、行政センター、出張所等の位置図

＊　円の半径は約3キロメートル



＊1　薄灰色の区域界は、各小学校の校区を示しています。

＊2　人口は、2016年1月1日現在の行政区（旧大字等）別の住民基本台帳人口を上記の地区別に集計したものです（概算）。